

宮津与謝消防組合
地球温暖化対策実行計画

令和4年1月
宮津与謝消防組合

〔 目 次 〕

1	背景	1
2	基本的事項	1
	(1) 目的	
	(2) 対象とする範囲	
	(3) 対象とする温室効果ガス	
	(4) 計画期間	
3	温室効果ガスの排出状況	2
	温室効果ガスの排出量	
4	温室効果ガスの排出削減目標	3
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 温室効果ガスの削減目標	
5	目標達成に向けた取組	4
	(1) 取組の基本方針	
	(2) 具体的な取組内容	
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	4
	(1) 推進体制	
	(2) 進捗状況の公表	

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27（2015）年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10（1998）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、地球温暖化対策計画（平成28（2016）年5月13日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）では、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

宮津与謝消防組合においても、庁舎照明のLED（発光ダイオード）化や空調設備の適正な運転の実施など地球温暖化の防止に向けた取組みを推進しています。

2 基本的事項

(1) 目的

宮津与謝消防組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、宮津与謝消防組合が実施している事務・事業に関し、省エネルギーの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

対象範囲は、宮津与謝消防組合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

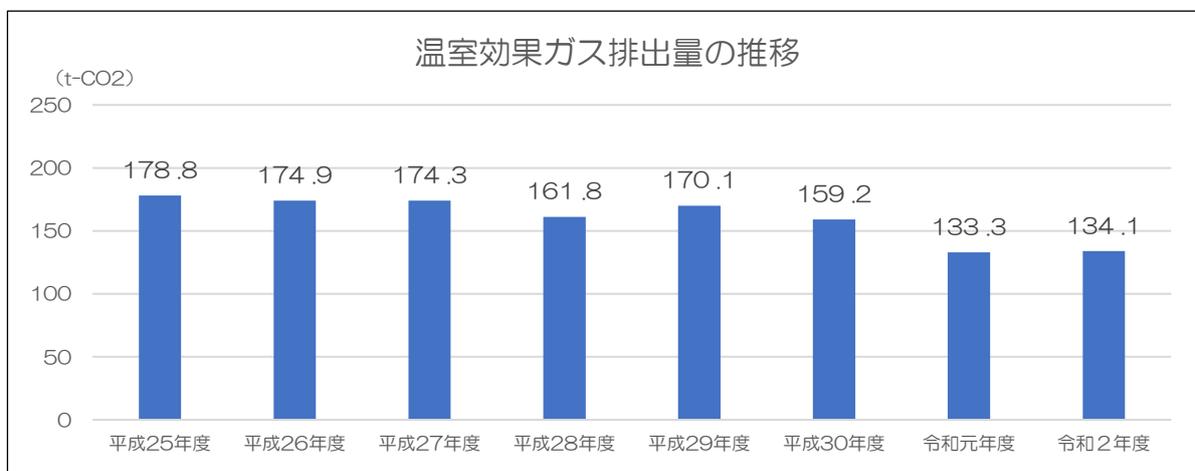
令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等により必要があれば、実行計画の見直しを行います。

3 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの排出量

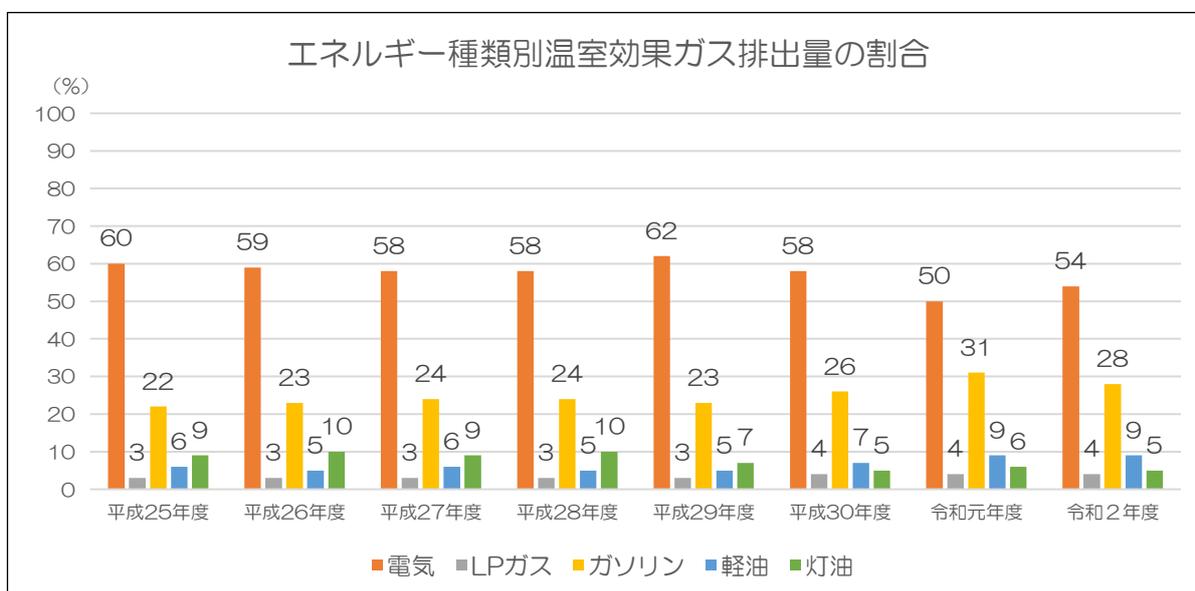
宮津与謝消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25（2013）年度において178.8 t-CO₂となり、それ以降、減少傾向となっています。



エネルギー種別温室効果ガス排出量 (単位：t-CO₂)

種別	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
電 気		107.0	102.8	100.5	93.8	105.0	92.4	66.8	72.4
L Pガス		5.6	5.9	5.7	5.5	5.6	7.3	5.0	5.3
ガソリン		39.0	40.3	42.6	38.7	39.5	40.7	41.6	37.3
軽 油		10.3	9.3	9.8	7.8	8.7	10.6	11.4	11.6
灯 油		16.9	16.6	15.7	16.0	11.3	8.2	8.5	7.5
合 計		178.8	174.9	174.3	161.8	170.1	159.2	133.3	134.1

また、温室効果ガスの排出量をエネルギー種別で見ると、電気が全体の50%以上を占め、次いで自動車等燃料であるガソリンと軽油を合わせた割合が約30%から40%、ボイラー等燃料である灯油とL Pガスを合わせた割合が約10%となっています。



4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

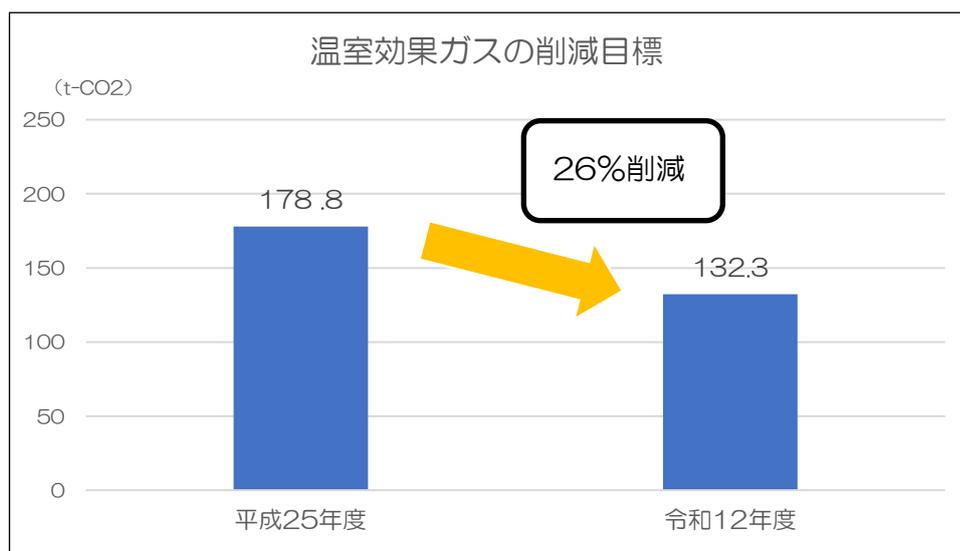
地球温暖化対策計画等を踏まえて、宮津与謝消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度令和 12（2030）年度に、基準年度平成 25（2013）年度比で 26%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 平成 25（2013）年度	目標年度 令和 12（2030）年度
温室効果ガスの排出量	178.8 t-CO ₂	132.3 t-CO ₂
削減率	—	26%



5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガス排出量の約9割を占める電気使用量と自動車等燃料であるガソリン・軽油使用量の削減を重点的に取り組めます。ただし、宮津与謝消防組合警防活動規程（令和2年消本訓令甲第2号）第2条に規定する警防活動時のガソリン・軽油使用量は対象外とします。

(2) 具体的な取組内容

ア 施設設備、車両、機器等の導入・更新

○新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備の導入を推進します。

○新たに電気製品を導入し、または、更新する際には、必要最小限の機能・能力消費電力量を考慮します。

○平成25年度から節電対策として実施している庁舎照明（訓練塔除く。）のLED化100%を目指します。（令和4年1月現在：LED化率69%）

○車両の導入・更新は、低公害車または低排出ガス車の選択を検討します。

イ 職員の日常の取組

○職員への意識啓発を進め、節電等の取組を定着させます。

○不要な照明は消灯し、OA機器などの電気製品はこまめに電源を切ります。

○空調設備の運転時間や適正な設定温度を心掛けます。

○空調設備のフィルター類はこまめに清掃し送風効率を向上させます。

○公用車を利用する際には、エコドライブ及びアイドリング・ストップを実施します。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

この計画を推進するため、各課・署に地球温暖化対策推進責任者を置き、本計画の推進状況の点検、指導を行います。

担当部署		地球温暖化対策推進責任者
消防本部	総務課	総務課長
	警防課	警防課長
	予防課	予防課長
消防署	本署	消防署長
	宮津分署	宮津分署長
	加悦谷分署	加悦谷分署長
	橋北分署	橋北分署長

(2) 進捗状況の公表

総務課長は、温室効果ガス排出量を毎年度把握し、ホームページで公表します。